



株式会社 デンソーウェーブ

〒470-2211 愛知県知多郡阿久比町大字草木字芳池 1

ロボット製品の POPs 条約使用禁止物質デクロランプラス及び UV-328 対応についてのお知らせ

平素は弊社ロボット製品に格段のご愛顧を賜り、深謝申し上げます。

この度新たに残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs 条約)の附属書 A(廃絶)に追加された物質への弊社対応方針についてお知らせ致します。

なお、本変更に伴う製品の一般仕様、性能仕様、機能、及び外形寸法は従来品から変更ございません。

■POPs 条約使用禁止物質の追加について

2024 年 2 月 26 日、国連事務総長は当該条約締約国へ POPs 条約の附属書 A(廃絶)へ 3 物質(デクロランプラス、UV-328、メトキシクロル)が追加となる旨を通知しました。

POPs 条約では、日本を含めた条約批准国に対し、国連事務総長の通知から 1 年以内(2025 年 2 月 26 日)に条約を担保した法規を制定することを求めています。したがって、各国の法規で当該物質含有製品が規制された場合、規制開始後に当該物質含有製品の流通及び販売ができなくなる可能性があります。

■POPs 条約使用禁止物質追加に対する対応

デクロランプラス及び UV-328 を含有することが確認された部品については、当該物質を含有しない部品へ順次切り替えております。

なお、弊社製品にメトキシクロルは含有していません。

■対象製品・対応予定時期

対象となる製品及び非含有品への切り替え時期については、弊社へお問い合わせください。

■注意事項とお願い

各国で法規の規制内容が異なりますので、当該物質含有製品を国外に輸出される場合は、当該条約を担保した各国法規をご確認頂き、ご対応頂きますようお願いいたします。